

平成30年度国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

「国民年金保険料学生納付特例」は、所得の少ない学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

申請方法	対 象	手 続 き 方 法	提 出 期 限
はがき方式による申請	平成29年度学生納付特例承認者であって、平成30年4月以降に卒業予定であることが日本年金機構で確認できている人	平成30年2月中旬頃までに承認された人には、はがき方式による申請書が日本年金機構から届きます。引き続き申請を希望する人は、必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。	なるべく4月中に提出してください。
申請書による申請	①平成29年度に学生納付特例を申請し、平成30年4月以降に卒業予定の学生であるが、はがきが届かない人 ②平成30年度中に2歳になる学生	年金手帳、学生証(※)[コピー可]または在学証明書、認印をお持ちの上、市役所1階市民課国民年金係(4番窓口)へお越しください。なお、20歳到達者には、20歳到達月に日本年金機構から申請書が届きます。 ※学生証は必ず表・裏をコピーしてください。	4月2日(月)～5月31日(木) 平成29年度承認者および新規に申請する人はなるべく期限内に申請してください。 20歳到達者は20歳の誕生日の前日から翌月末日までに申請してください。

※上記以外で過去2年以内の学生期間に未納期間がある人は、学生納付特例の申請が可能な場合があるため、市民課国民年金係へ問い合わせてください。

※上記の提出期限を過ぎても受け付けできますが、未納にならないためにも提出期限内に申請してください。また、申請が遅れると、申請日に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得があった人などは上記以外に添付書類が必要な場合があります。詳しくは市民課国民年金係へ問い合わせてください。

学生納付特例制度の対象になる人

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生など（一定の所得制限があります）。対象となる学校について、詳しくは市民課国民年金係へ問い合わせてください。

承認を受けると

・将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を追納することにより、年金額に反映させることができます。追納できるのは学生納付特例期間から10年以内です。

・障害基礎年金または遺族基礎年金を受け取る際の受給資格期間に算入されます。

※障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

問 市役所1階市民課国民年金係(4番窓口) TEL25-5020、FAX25-5021

(市民課)

★☆☆ 国民健康保険料滞納整理業務を京都地方税機構で行います ☆☆☆

4月1日から、納期限を一定経過した国民健康保険料の滞納整理業務を、亀岡市から京都地方税機構に移管して行います。

《京都地方税機構とは》

京都府と府内市町村（京都市を除く）で組織された広域連合。税業務を統一的に行い、納税者の利便性の向上や業務の効率化を図りながら、より一層の公平・公正な税業務を推進するために設立され、地方税や国民健康保険料の滞納整理業務（納付催告や差し押さえなど）などを行っています。

業務内容	平成30年4月1日以降の問い合わせ先
賦課や更正、給付などに関すること	●市役所1階保険医療課 〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 TEL25-5025（直通）
合計未納額がおおむね500万円未満の滞納案件に関すること	●京都地方税機構 中部地方事務所 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 京都府亀岡総合庁舎別館1階 TEL22-3884（代表）
合計未納額がおおむね500万円以上の滞納案件に関すること	●京都地方税機構 事務局業務課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階 TEL075-414-4444（特別機動室）

問 市役所1階保険医療課 TEL25-5025

(保険医療課)

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう